

## 巻頭言

## 新公益法人制度移行後の課題

田中・大塚公認会計士事務所  
公認会計士・税理士

田中 清吾



新公益法人制度に基づく移行期間は平成20年12月より平成25年11月迄であり、新公益法人も移行後2期以上経過し今後の課題を検討できる時期になったと思います。そこで旧公益法人と新公益法人の組織の特性を説明し、今後の課題を考えてみました。

### 1. 旧公益法人の特性

#### (1) 公的財産(国有財産)と私有財産

公益法人の財産は公的財産であり、その財産の運営・運用に関しては法人税等の免税特例がありました。

#### (2) 事業目的

主務官庁に承認された公益事業しか実施することができませんでした。新しい事業ができなため、既存事業が不活発になり、多数の休眠状態の公益法人が存在しました。新公益法人に移行できなかった休眠法人は解散することになります。

#### (3) 単年度事業計画

公益法人の事業計画は、単年度のみであり中長期期間の事業計画を作成されていませんでした。

#### (4) 事業成果

公益法人は予算と乖離がないように事業を実施することが重視されてきました。

しかし、旧公益法人の中には民間企業と同一内容の業務を実施し、民業を侵食しているとの批判を受けるような大規模公益法人も存在しました。このことが、公益法人制度改革の契機となったと考えます。

#### (5) 長期資金調達

長期借入には主務官庁の承認が必要だったため、運営資金は主に自己資金でありました。

### 2. 新公益法人の特性

#### (1) 公益認定法人と一般法人

新制度でも、公的財産を基礎に事業運営する組織を選択した法人は公益認定法人に移行していきま

した。一方、移行日の公的財産残高は既存の公益事業に使用する計画を提出し、新たな財産増加は民間財産(私有財産)扱いとされた組織が一般公益法人に移行されていきました。この営利型一般公益法人については、私有財産の運営・運用であり法人税が課税されることになりました。

ただし、法人税制上「人格なき社団等」に法人税の免税制度が残っていたため、一般公益法人の中でも、一定の要件(剰余金の分配禁止・残余財産の分配先は公的組織等)を充足すれば法人税が免税される非営利型一般公益法人制度が創設されました。

#### (2) 公益認定法人の3要件

公益認定法人は、移行および存続のため下記の厳格な3要件順守の義務があります。

- ① 公益目的事業比率50%以上—公益目的事業費用が、事業費および管理費の合計額の50%以上の維持。
- ② 遊休財産保有制限—遊休財産は1年分の公益目的事業費相当額を超えてはいけません。
- ③ 収支償還—各公益事業毎の収支が均衡すること。

### 3. 新公益認定法人の課題

新公益認定法人の3要件を守っていくと、内部留保の制約等があるため法人の存続リスクがあります。対応策として下記企画もあつと考えます。

#### (1) 他の公益認定法人との合併

公益法人の新制度では、会社法の企業再編の手法が準用できることになりました。

合併・組織分割ができることになりました。

#### (2) 一般公益法人との連携

一般公益法人は、事業目的の制約がなくなり新たな事業を実施することが容易となりました。

今後は他の公益法人との交流が必要と考えます。

(筆者は当会監事)